

第 73 回沖縄県高等学校野球春季大会

感染症の感染防止にかかるガイドラインおよび特別規定

【A】基本的な考え方

1. 選手の安全・安心を最優先とし、県や国および日本高野連等の対処方針を指標に大会運営を行う。
2. 大会関係者および会場への入場者は、自己の責任において健康観察と感染予防を実施する。
3. 参加チームは、チームの責任において健康観察と感染予防教育を行い、大会に臨む。

【B】会場・スタンドへの入場について

1. 手洗いや手指消毒、マスクの適切な着脱等、基本的感染対策の励行
2. 発熱等、体調のすぐれない方の入場は不可
3. マスクの着脱については、個人の判断に委ねる。
4. 飲み物や日傘の準備など、各自で熱中症予防に留意する。
5. 各個人で生じたゴミは、各自で持ち帰る。
6. その他、係員の指示に従うこと

【C】参加チームに関すること

1. こまめな手指の消毒を行うこと。
2. コップやタオルなどは個人で使用し、他の選手と使いまわしをしない。
3. 各チームで生じたゴミは、各チームで持ち帰る。

【D】チームに感染症^(※注)の感染者が発生した場合の対応

(※注) 学校保健安全法施行規則第 18 条 (新型コロナウィルス感染症、季節性インフルエンザなど) に定める感染症のこと。

1. 当該校は感染者等の情報収集を行い、当該校校長が参加の可否を判断する。
2. 辞退校については、原則不戦敗とするが、参加可否の最終判断については、大会本部の決定によるものとする。
3. 部員・指導者が、感染者および感染が疑われる者発生した場合は当該部員・指導者は参加不可とし、当該者以外での試合参加は可とする。
4. 選手資格証明書を提出後の登録選手変更は、感染者および感染が疑われる者に限り変更可とする。その際は、『感染症にかかる登録選手変更届』を当該校の試合のオーダー提出前までに、大会本部に提出すること。
5. 感染者および感染が疑われる者となり登録変更をした者が再登録をすることは可とする。ただし、再登録が認められるのは、原則として学校保健安全法施行規則第 19 条の出席停止期間を経過し、学校長が「試合に出場可能」と判断した者とする。再登録する際は、『感染症にかかる選手「再登録」届』を当該チームの試合前のオーダー提出前までに大会本部に提出すること。なお、再登録する場合、最初に登録変更をした選手との変更のみを認める。
6. 感染症の影響により欠員が生じ、登録選手不足(9人未満)になれば、不戦敗とする。
7. 責任教師・副責任教師が不在になる場合は、学校長が認めた学校職員が代理として選手の掌握と安全管理にあたること。その場合、事前に大会本部に申し出ること。